

風の会、規制委・県・石巻市・女川町に「毒ガス防護」で申入れ

みやぎ脱原発・風の会は、9月20日、原子力規制委員会宛『東北電力女川原子力発電所2号機の有毒ガス防護について現時点での「基準適合性」を厳正に確認するよう申し入れます』という申入書を女川原子力規制事務所（県女川オフサイトセンター1F）に、宮城県知事、石巻市長、女川町長宛『硫化水素に対する安全評価もなく、「検出・警報装置」も設置されず、「基準不適合」状態にある女川2号機の安全確認・対策を求めるよう申し入れます』という申入書を、女川町副町長、石巻市総務部危機対策課、県復興・危機管理部原子力安全対策課にそれぞれ提出し、石巻市記者クラブで内容についてコメントした。以下、申入書。

2024年9月20日

宮城県知事 村井 嘉浩 殿
石巻市長 齋藤 正美 殿
女川町長 須田 善明 殿

申し入れ書

硫化水素に対する安全評価もなく、「検出・警報装置」も設置されず、

「基準不適合」状態にある女川2号機の安全確認・対策を求めるよう申し入れます

東北電力は、女川原子力発電所2号機（女川2）の再稼働を本年（2024年）11月頃に予定し、核燃料装荷を開始するなどの準備を進めています。私たちは、女川2がこのまま再稼働へ進むことに重大な危惧を持っています。

女川2の再稼働にあたっては、能登半島地震の教訓が全く反映されていないことなど様々な問題がありますが、私たちは、女川原発で2021年7月12日に硫化水素流出労災事故＜7.12事故＞が発生したにも関わらず、同事故の経緯・原因・発生メカニズムの科学的真相が未だ解明されず、再発防止対策の実効性や実施状況も明らかにされず、女川2「有毒ガス防護」では『設置許可基準規則』26条・34条の求める「検出・警報装置の設置」がなされていない「基準不適合」状態にあることを、特に問題視しています。

それらの点についての当会の質問に対する宮城県＜7.10回答＞や東北電力＜7.12回答＞の回答などから、以下のことが明らかになっています。

(1) 東北電力が7.12事故原因と主張する「硫化水素多量放出説」の根拠となる「放出量」について、濃度と空気注入量や排気量などの体積の「掛け算」で簡単に推計ができるのに、推計に必要な上記情報を秘匿したまま、理由も示さず「推計困難」と主張し、推定放出量も示さず「多量放出説」を繰り返しています＜【資料1】や

「別紙11」＞。

(2) 7.12事故当日「14:30」の異臭報告より早い「14:20」に沈降分離槽周辺で「50ppm」もの硫化水素が検出【資料2】された原因について、東北電力は「ダクトの接続部から当該タンク周辺に微量に漏洩したものと推定」＜7.12回答＞していますが、現時点においても漏洩防止のための「ダクト接続部」の補修・構造変更等は一切行なっていません＜脱原発東北電力株主の会に対する8.19回答＞。

(3) 再発防止対策のうち、スラッジ排出「50m³」は「本年3月末」にやっと達成されたばかりで、「曝気頻度の見直し」については実態不明です。そして、対策実施で「硫化水素の発生抑制に努めて参ります」＜7.12回答＞という表現からは、一度達成した「硫化水素ゼロ」を維持（発生防止）できていないことは明らかで、また、対策実施前後での硫化水素濃度などの情報も秘匿され、対策実施による「発生抑制」の実態も不明です。

(4) 沈降分離槽が内蔵する硫化水素が、有毒ガス防護の「調査対象外」にできる「少量」という証明は全くなく、定量的評価に基づく安全確認もなされていないにもかかわらず、女川2には硫化水素の「検出・警報装置」（東北電力が自主的に設置した「硫化水素濃度計」は完全に別物です）は設置されておらず、「基準不適合」状態

にあります。

- (5) 1号機排気筒から環境中に無処理放出される硫化水素について、女川2有毒ガス防護上も、周辺住民の健康に及ぼす影響についても、定量的な安全確認はなされていません。また、宮城県は、現状では自ら住民の安全確認する意思はありません。

以上を踏まえ、立地自治体の責務として、改めて、住民（県民・市民・町民）の「安全性の確保」重視の観点から、東北電力に対し、『安全協定』第2条に定める「積極的な情報公開・情報共有」および下記の安全確認・対策を求めるよう、申し入れます。

《申し入れ事項》

- ① 東北電力に対し、7.12事故原因として主張する「硫化水素多量放出説」の根拠となる「硫化水素放出量」について、定量的な推計を求め、推計困難と主張するならその具体的理由を明らかにさせること。また、推計の根拠となる当日の曝気作業前後の「硫化水素濃度測定」を明らかにさせること。
- ② 東北電力に対し、沈降分離槽の「実排気量低下」の実態・原因を明らかにさせること。
- ③ 東北電力に対し、7.12事故当日「14:20」に硫化水素が漏洩した沈降分離槽換気用のダクト接続部について、補修・構造変更等の漏洩防止対策を実施させ、確認すること。
- ④ 東北電力に対し、スラッジ貯留量「50m³」の根拠にした「これまでの実績」の具体的中身と、「50m³」で硫化水素発生が抑制されるという科学的根拠と、「50m³」までのスラッジ排出（本年3月末完了）が大幅に遅れた理由を明らかにさせること。
- ⑤ 東北電力に対し、再発防止対策実施後に硫化水素発生「ゼロ」を維持しているのかを確認し、再発防止対策による「硫化水素発生抑制」効果について、対策実施前後の硫化水素濃度測定値などにに基づき具体的に明らかにさせること。
- ⑥ 東北電力に対し、7.12事故の「多量放出説」の根拠となる放出量推計や再発防止対策の実効性証明にとって重要な「硫化水素濃度測定値」の公表を頑なに拒む理由（商業機密なら、誰がどのような不利益を被るのか）を、具体的に明らかにさせること。
- ⑦ 東北電力に対し、現状の「沈降分離槽の硫化水素内蔵量」の定量的な推計を求め、それが「少量」かどうか明らかにさせ、また、同内蔵量を前提とした女川2の定量的安全評価を、ガイドに基づき適正に実施するよう求めること。

- ⑧ 東北電力に対し、ガイドに基づく安全確認がなされない場合に必要の『設置許可基準規則』の求める「検出・警報装置」の女川2への設置を求めること。
- ⑨ 東北電力に対し、曝気作業時に1号機排気筒から環境中に無処理放出される硫化水素について、女川2有毒ガス防護の観点からも、周辺住民の安全・健康確保の観点からも、ガイドに準じた定量的評価を実施するよう求め、周辺住民の安全確認がなされない限り、硫化水素の無処理放出を禁止し、放出前の無害化処理を求めること。
- ⑩ 上記の様々な問題点が存在する女川2は、有毒ガス防護の「基準不適合」状態にあるため、全ての問題点が解消されない限り、女川2の再稼動には同意しないこと。
- ⑪ 上記の様々な問題点や事実・経緯を、住民に対して広報・情報提供すること。

以上

なお、当会と宮城県・東北電力の交渉から明らかになった東北電力の硫化水素対策・定量的安全確認の不備の詳細や、申し入れ理由の詳細は、「別紙」をご参照下さい。

《添付資料》

- 1 宮城県宛「要望書兼公開質問状」および回答<7.10回答>
- 2 東北電力宛「申入書兼公開質問状」および回答<7.12回答>
- 3 上記両文書共通の資料1～7のうち、資料1は安全協定に基づき立地自治体入手済み文書のため添付せず。資料6は本書で引用しなかったため添付せず。

なお、宮城県知事にはいずれも既に送付済みのため添付せず。

【資料1】令和3年11月5日付「女川原子力発電所2号機制御建屋内における体調不良者の発生に係る原因と対策について」<添付せず>

【資料2】令和3年7月15日付東北電力資料「女川原子力発電所2号機 制御建屋内における体調不良者の発生について」中の「1号機放射性廃棄物処理建屋 硫化水素濃度測定範囲：上」および「2号機制御建屋 硫化水素濃度測定範囲：下」（赤矢印は加筆）<抜粋添付>

【資料3】厚生労働省ホームページより

【資料4】令和3年11月15日実施立入調査の確認票（赤枠は加筆）<抜粋添付>

【資料5】東北電力ホームページ「廃棄物処理概念図」

【資料6】令和4年4月8日付女川2「有毒ガス

防護」審査資料3・別添-7、11(32、36枚目) <添付せず>

【資料7】令和4年5月31日付東海第二「有毒ガス防護」審査資料(33枚目) <抜粋添付>
4 本書で引用した追加資料

【資料8】令和4年6月2日実施立入調査の確認票(赤枠は加筆) <抜粋添付>

なお、令和4年4月8日付女川2「有毒ガス防護」審査資料3・別添の「別紙11」<別紙11>および『有毒ガス防護に係る影響評価ガイド』<ガイド>は、文書量の関係で添付しませんので、規制委ホームページを直接ご覧願います。

また、「技術会資料」や「監視協議会資料」も添付しません。

2024年9月20日

原子力規制委員会 御中

申し入れ書

東北電力女川原子力発電所2号機の有毒ガス防護について

現時点での「基準適合性」を厳正に確認するよう申し入れます

東北電力女川原子力発電所2号機(女川2)の「有毒ガス防護」は、2021年12月16日に原子炉設置変更許可申請がなされ(2022年4月8日補正)、2022年6月1日に審査合格・変更許可がなされ、その後の認可手続き等もすべて終了しています。

ところが、女川原発では、申請に先立つ2021年7月12日、国内の原発で初の、有毒ガスである「硫化水素」の流出により7名に健康被害が生じる労災事故<以下、「7.12事故」という。>が発生しました。そのため、審査の過程で、貴委員会・規制庁より「硫化水素の流出事象を踏まえ、有毒ガス防護の妥当性を整理して説明すること」*1を求められた東北電力は、「今回申請した有毒ガス防護対策が、硫化水素の流出事象を踏まえても妥当であることを別紙11*2にて整理した」と回答し、当該「別紙11」で7.12事故の経緯・原因・発生メカニズムについて「硫化水素のスラッジ内蓄積・多量発生放出」(以下、「硫化水素多量放出説」という。)という科学的根拠のない説明を行ない、「今回策定した再発防止対策によって、当該事象は発生しないことから、当該タンクについては固定源として取り扱う必要はない」などと説明し、『設置許可基準規則』26条・34条の求める「検出・警報装置の設置」をしないままで「適合性について確認した」と回答しました*1。

それを受けて貴委員会は、申請・審査時点で実態のなかった「再発防止対策によって、当該事象は発生しない」ことなどを前提に、「本申請の内容を確認した結果、設置許可基準規則及び重大事故等防止技術的能力基準に適合するものと判断した」*3として、審査書案に対する意見募集(パブ

リックコメント)を行なうこともなく、申請を許可しました。

*1 2022年4月8日提出審査資料11(改8)『女川原子力発電所2号炉 指摘事項に対する回答整理表(有毒ガス防護)』<以下、「回答整理表」という。>

*2 2022年4月8日提出審査資料3(改9)『女川原子力発電所2号炉 中央制御室、緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について』別添の「別紙11 1号炉廃棄物処理建屋から2号炉制御建屋への硫化水素の流出事象について」<以下、「別紙11」という。>

*3 令和4年6月1日付『東北電力株式会社女川原子力発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書(2号発電用原子炉施設の変更)に関する審査書』<以下、「審査書」という。> 4~5頁外

その後、東北電力は、私たちの直近の質問に対し、「2022年3月3日の有毒ガス防護に関わる設置変更許可申請の審査会合において、原子力規制庁からは大きな論点はないと見解が示され、その後の2022年4月27日の原子力規制委員会において、審査書案が審議され、コメントなく了承されていることから、当社のまとめた発生メカニズム及び原因と再発防止対策については、ご理解いただけるものと認識しております」とか、「有毒ガス防護に関わる規制で評価対象となる施設は、当該施設から発生した有毒ガスの影響により中央制御室の運転員などの対処能力を著しく低下させる恐れがある施設であり、具体的にはガイドにおいて、貯蔵施設または輸送容器に保管された有毒化学物質の内、有毒ガスとして大気中に多量に放出される恐れがあるものと定義されており、当該タ

ンクについては、規制当局も硫化水素の貯蔵施設には該当しないとの見解を示している。当該タンク内で発生する硫化水素については、女川2号機の適合性審査において、硫化水素発生メカニズムや本事象の再発防止対策と水平展開について説明し、原子力規制委員会に確認をいただいております」と回答しています【資料1】。

しかしながら、上記審査会合等においては、「議事録」を確認する限り、「有毒ガス防護については、これまでに多くの審査実績があります。…PWR（加圧水型原子炉）がこれまで6発電所、BWR（沸騰水型原子炉）が2発電所の許可実績があり、今回が9発電所目…」<2022.4.27議事録：規制庁天野調査官（当時）>との発言に誘導されたように、これまでの審査実績通りの形式的審査がなされ、しかも審査担当の山中委員（当時）が「女川原子力発電所2号炉は、特異な事象があるというわけではございません。通常の審査をさせていただきました」<同>と述べたように、7.12事故に関する「別紙11」もほとんど議論されず、女川原発に「特異」な沈降分離槽で、現在も微生物学的に発生し続ける「特異」な硫化水素の危険性について、具体的な検討はなされませんでした。さらに、更田委員長（当時）からは「緊急時対応要員の動線であるとか、そういったものに対しては、1号炉の設備であろうが、3号炉の設備であろうが、影響はあってはならない」<同>と注意喚起されたのに、実際には、女川原発に「特異」な、沈降分離槽内蔵硫化水素が1号機排気筒から意図的に高頻度で環境中に放出される際の2号機中央制御室等や緊急時動線（アクセスルート）に及ぼす影響についても、一切審査・安全確認されませんでした。

私たちは、「原子力施設の安全確保に終わりではなく、継続的な安全性向上を図っていくことが重要である。このことは、東京電力福島第一原子力発電所事故の反省と教訓のうち、最も重要なものの一つである。」<令和3年7月30日「継続的な安全性向上に関する検討チーム 議論の振り返り」3頁>とか、「原子力規制委員会は、甚大な原子力災害は実際に起きうるという事態に直面して、上記のような事故以前の状態を反省し、安全神話、無謬性神話そして規制の虜を克服すべく、推進当局から独立する形で設置された。<中略> 安全の追求に対する強い意志を持ち、現状維持バイアスと戦い、絶えず現状の足らざる点を見つけ出し改善を行っていくという、継続的な安全性向上に欠けるのであれば、第二の安全神話、第二の無謬性神話、第二の規制の虜に陥ってしまう。」<同9頁>との真摯な自戒・決意表明

を信じ、そして、貴委員会の役割として「発電用原子炉施設が、①その位置、構造及び設備について同法43条の3の6第1項4号の基準（設置許可基準規則）に適合していないと認めるときには「発電用原子炉設置者に対して、発電用原子炉施設の使用の停止、改造、修理又は移転、発電用原子炉の運転の方法の指定その他保安のために必要な措置を命ずることができる」<令和4年12月14日改訂「実用発電用原子炉に係る新規制基準の考え方について」pp.59-60>とされていることに鑑み、貴委員会に対し、本年11月予定の女川原発2号機の再稼働前に、改めて、女川2有毒ガス防護について、本件審査時に検討されなかった以下の項目について、自ら確認するか東北電力に確認するよう求めるなどして、女川2有毒ガス防護の現時点での「基準不適合性」（申請内容とその前提・現状との齟齬。とりわけ沈降分離槽内蔵硫化水素に対する安全確認の欠如）を詳しく検証されるよう申し入れます。そして、確認結果について速やかに回答・公表されるようお願いいたします。

なお、申し入れ項目の詳しい理由については、「別紙」をご覧ください。

《申し入れ項目》

- 1 7.12事故の原因について<「硫化水素多量放出説」の定量的根拠>
 - ① 東北電力は、「多量放出説」の根拠となる沈降分離槽からの「硫化水素放出量（重量・物質量・気化した場合の体積等）」について、「推計困難」としていることから、「多量放出説」に根拠はないことと、推計困難と主張する理由を確認して下さい。また、7.12事故当日、曝気作業前後に硫化水素濃度測定を実施していたかどうか確認して下さい。
 - ② 「多量放出説」につながった「排気しきれなかった」という現象は、空気注入量に対する単純な「排気量不足」でも生じることから、事故時の空気注入量（速度）ならびに設計排気量（速度）および実際の排気量（速度）などを具体的に確認し、実排気量低下が原因なら、換気・排気関係設備等の補修・改修などの必要な対策を検討し、それらを東北電力が実施しているのかどうか確認して下さい。
 - ③ 審査会合やそれに先立つ面談等で、東北電力が①根拠のない「多量放出説」を主張し、②「排気量不足」の可能性が検討されなかったにもかかわらず、なぜ「大きな論点はない」と承認されたのか、経緯・理由を明らかにして下さい。
 - ④ 7.12事故当日「14:20」のダクト接続部からの硫化水素漏洩について、なぜ東北電力は審査

会合等で報告しなかったのか、理由・動機を問い質し、また、実際に有害濃度「50ppm」の硫化水素漏洩が生じたダクト接続部について、速やかに補修・構造変更等の漏洩防止対策を実施するよう東北電力に求めて下さい。

2 再発防止対策の効果について<硫化水素発生を「ゼロ」にできない再発防止対策>

- ① 再発防止対策により、一度達成されたという沈降分離槽の硫化水素濃度「0 ppm」が現時点でも維持されているのかどうか、確認して下さい。
- ② 再発防止対策のうちのスラッジ排出目安「50 m³」について、硫化水素発生を抑制・抑止できるとする科学的根拠と、排出達成後の現時点での効果を確認して下さい。
- ③ 再発防止対策実施前後の「曝気作業前後の硫化水素濃度」の変化（変動幅）を比較して、どの程度の「抑制効果」（例えば6割減とか95%減とか）があったのか、具体的に確認して下さい。
- ④ 再発防止対策実施前後の「沈降分離槽内蔵硫化水素の総量」（濃度×容積）を推計・比較して、どの程度の「抑制効果」があったのか、具体的に確認して下さい。

3 規制基準の求める「検出・警報装置」の設置について<硫化水素の安全評価なしに「検出・警報装置」を設置していない女川2の基準適合性>

- ① 審査会合等で、沈降分離槽内蔵硫化水素は「少量」だから沈降分離槽は「硫化水素の貯蔵施設には該当しない」とか「ガイドの調査対象外」と東北電力が説明した時点では、再発防止対策による「硫化水素の発生源となるスラッジ」の「50 m³以下」への排出は未了（2024年3月末に完了）で、「少量」の根拠は確認できなかったはずですが、そのような根拠のない主張を規制庁が認めた経緯・理由を確認して下さい。
- ② 現時点の「沈降分離槽内蔵硫化水素の総量」（2-④）は、改めてガイドの「調査対象外」にできる「少量」に該当するのか、定量的に確認して下さい。
- ③ 現時点で上記「少量」確認ができない限り、敷地内固定源たる沈降分離槽内蔵硫化水素を「調査対象外」とすることは不相当であることを確認して下さい。
- ④ 現時点で、「少量」に該当しない沈降分離槽内蔵硫化水素は敷地内固定源であることは明らかなので、ガイドに従った安全評価を東北電力に求めて下さい。

⑤ 現時点で、敷地内固定源たる沈降分離槽内蔵硫化水素に対する安全確認がなされておらず、硫化水素の「検出・警報装置」が設置されていない女川2は、「設置許可基準規則及び重大事故等防止技術的能力基準に適合」していないことを確認して下さい。

4 環境中に放出される硫化水素の安全確認について<環境放出硫化水素の有毒ガス防護上の危険性>

- ① 週1回の曝気作業時の沈降分離槽からの排気について、1号機排気筒から放出される前に硫化水素の中和処理等がなされているのか、また、放出時に「有毒ガス防護判断基準値」以下の濃度であることが計測監視されているのか、確認して下さい。
- ② 硫化水素を環境中に放出する行為は、女川2の有毒ガス防護や一般の公害防止の観点から規制すべき行為に当たらないのか、確認して下さい。
- ③ 曝気時に環境中に放出される硫化水素について、沈降分離槽の「曝気前後の濃度変化」を基に「放出量」を推計し、1号機排気筒位置を放出源（固定源）と見做すなどして、ガイドに準じた安全評価を行ない、2号機中央制御室等や緊急時動線などに対する影響の有無を厳正に確認するよう、東北電力に求めて下さい。
- ④ 再発防止対策実施後も存在する沈降分離槽内蔵硫化水素および定期的・意図的に環境放出される硫化水素は、「予期せぬ有毒ガス」には該当しないことを確認して下さい。
- ⑤ 2号機中央制御室等に硫化水素が基準値以上（最悪を想定すれば致死濃度以上）で流入し、運転員らが吸引した場合、「予期せぬ有毒ガス」として防護具等の着用で運転操作への影響（目の粘膜への刺激等）を防止できるのか、確認して下さい。また、そのような想定の実施訓練を女川2で実施しているのか、確認して下さい。
- ⑥ 現時点で、曝気時に環境中に放出される硫化水素に対する安全確認がなされておらず、硫化水素の「検出・警報装置」が設置されていない女川2は、「設置許可基準規則及び重大事故等防止技術的能力基準に適合」していないことを確認して下さい。

以上

※<<添付資料>> 資料No.は違いますが、県等に提出した資料と内容が同じため省略します。

【女川原発アラカルト】

【7月】

- 18日（木） 一般社団法人東松島みらいとし機構（HOPE）、家庭向け電力供給を9月から始めると発表。
- 19日（金） 脱原発金曜スタンディングの会、福島郡山金曜行動交流会。2名+9名参加。
- 20日（土）～21日（日） 大MAGROCK/大間原発反対現地集会実行委、大MAGROCK VOL. 16 第16回大間原発反対現地集会、大間原発に反対する地主の会・所有地。延べ340名、宮城から7名参加。
- 22日（月） 女川原発再稼働を許さない！みやぎアクション等3団体、宮城県交渉。県の回答は一言で言えば「ゼロ回答」、①能登半島地震を踏まえた検証は県としては行わない（国がやるんでしょ）。②乾式貯蔵施設設置に関する住民説明会は行わない（電力がやるんでしょ）。③県安全性検討会は設置しない（規制委員会がやるんでしょ）。という内容。あまりにも酷い回答に、「乾式貯蔵施設設置に関する説明会開催を求める再度の要請」を提出。県庁17F北側労働者控室、11名参加。記者会見で「11月再稼働延期ではなく、2号機再稼働は中止すべき」とコメント発表。
- 23日（火） 宮城県、福島原発「汚染水」海洋放出損害賠償請求に関する説明会、県石巻合同庁舎。水産事業者等8人参加。8/8気仙沼合同庁舎、8/23仙台合同庁舎でも。
- 25日（木） 県と女川町、石巻市および30キロ圏内の市・町の職員21人、女川原発立ち入り調査。
- 28日（日） 日本基督教団東北教区放射能問題支援対策室いずみ、「第95回甲状腺エコー検査inしばた」、しばたの郷土館、寺澤政彦医師（てらさわ小児科／仙台市）、37名が受診。

【8月】

- 1日（木） 葉菜の太陽光発電を考える会、石山敬貴加美町長に大規模太陽光発電所（メガソーラー）建設計画の白紙撤回を求める署名簿3204人分を提出。
- 2日（金） 脱原発東北電力株主の会6名、東北電力の「説明の場」で、事前質問書（100+16項目）への1問毎の回答を受け、原子力部課長等25名と質疑。東北電力本店会議室。
- 3日（土） 『原発を止めた裁判長』登米上映実行委、映画『原発を止めた裁判官～そして原発をとめる農家たち』上映会、中田農村環境

改善センター。127名参加。

- 5日（月） 放射線被ばくを学習する会、富山大学科学コミュニケーション研究室、オンライン被ばく学習会「女川原発を再稼働するな！」講演：「女川原発再稼働の危険性」多々良哲さん（女川原発の再稼働を許さない！みやぎアクション）、「避難計画いいかげん！事故があっても逃げられない」日野正美さん（女川原発再稼働差止訴訟原告団）。カナディアン・ソーラー（本社カナダ）の子会社CS宮城加美、「やくらいゴルフ倶楽部」の土地・建物転売問題で、加美町に土地所有権の確認を求め仙台地裁に提訴。7日、メガソーラー建設計画に関して、県庁で環境影響評価（アセスメント）の審査会。
- 8日（木） 「第169回女川原子力発電所環境調査測定技術会」、ホテル白萩3階萩の間。市民1名+電力関係2名+記者1名傍聴。東北電力、女川2号機「大規模損壊訓練」（1日の予定）で屋外作業していた電力社員と協力会社従業員2人の計3人が、午後、体調不良を訴え、病院へ搬送。電力社員が熱中症、協力会社従業員2人が脱水症と診断され、東北電力は発電所の訓練責任者の判断で、「大規模損壊訓練」を中断。15日、追加の熱中症対策を行い残りの訓練を再開。
- 12日（月・祝） みやぎアクション、オンライン会議。12名参加。
- 13日（火） 東北電力、県・女川町・石巻市ならびに登米市・東松島市・涌谷町・美里町・南三陸町に7月分の女川原発1及び2・3号機の「定期事業者検査」の状況報告。7月11日、女川3号機の原子炉補機冷却海水系の点検中に、原子炉補機冷却海水ポンプ(A)吐出弁を手動操作から電動駆動に切り替え、全開にする操作を行ったところ、弁が動作しない事故が発生。当該弁の駆動機構を点検した結果、クラッチ機構の部品の一部が折損していることを確認。部品の折損は、レバー駆動軸の発さびに伴う「クラッチ機構の動作不良」が原因、と発表。29日の監視協議会で説明。
- 14日（水） 株主の会、東北電力本店で議決権行使書閲覧・謄写作業、3名参加。株主提案議案に宮城県美里町が「賛成」、福島第一原発事故を経験した福島県内の株主自治体、いわき市、須賀川市、浪江町等が、脱原発の株主提案に反対するのではなく「棄権」していたことも確認。
- 21日（水） 女性ネットみやぎ・原発問題住民運動宮城県連絡センター、「岸田政権の新・

原発推進政策の撤回を求める全国署名」街頭署名行動、平和ビル前。9/11、9/18。

東北電力、2024年度第1四半期の原子力規制検査の評価結果を公表。「指摘事項」、重要度「緑」。大規模損壊訓練に先立ち、原子力規制庁による原子力規制検査（訓練前に実施する現場確認）が行われ、その中で、アクセスルート近傍の倉庫や休憩所などの仮設建築物について、地震で倒壊した場合の影響評価を行っていなかったことが指摘され、7月24日までに3棟全て撤去。

23日（金） 東松島、登米、涌谷、美里、南三陸のUPZ5市町の首長ら、女川2号機再稼働時に国から立地自治体が受取る交付金を巡り、交付対象とするよう求める要望書を県に提出。県、見込まれる10億円全額を石巻市、女川町の避難道路整備などの県事業に充当する方針を説明。

日水コン（東京）、名取市岩沢配水池に整備したマイクロ水力発電所を稼働。出力49.8kW。

25日（日） さようなら原発みやぎ実行委、女川原発再稼働を問うシンポジウム～能登半島地震が突きつけた課題「原発複合災害」を考える～、報告：「能登半島地震と志賀原発で起きたこと」北野進氏（「志賀原発を廃炉に！」訴訟原告団長）、講演：「原子力防災の虚構」上岡直見氏（環境経済研究所代表、法政大学非常勤講師）、せんだいメディアテーク1階オープンスクエア。200名+ZOOM25名参加。

26日（月） 東京電力、高橋伸二宮城県議会議長に、迅速な賠償の実行を求める要望書（7月23日提出）への回答書を提出。7月末から汚染水海洋放出の損害賠償に決定権を持つ社員を仙台市内に駐在させていると表明。

28日（水） 石山加美町長、記者会見し、「やくらいゴルフ倶楽部」の土地・建物転売問題で、所有権返還を求めて提訴する方針を表明。カナディアン・ソーラー（本社カナダ）の子会社（東京）とゴルフ場運営会社チームトレイン（加美町）を相手に30日までに仙台地裁に提訴。

29日（木） 「第169回女川原子力発電所環境保全監視協議会」、石巻グランドホテル。市民2名+電力関係2名+記者2名傍聴。

30日（金） みやぎアクション、東北電力と面談、「大規模損壊訓練への質問」の回答をうけ質疑。本店会議室、5名参加。

東北電力、女川2号機「大規模損壊訓練」と「シーケンス訓練」に関する報告書を原子

力規制委員会に提出。シーケンス訓練（3日間予定）は8月20日～22日と29日に一部ホース接続作業の追加訓練を実施。

31日（土） 「女川から未来をひらく夏の文化祭2024」実行委員会、共催：女川から未来を考える会、女川から未来をひらく夏の文化祭2024、女川町まちなか交流館。竹浦獅子振りや江島法印神楽等の郷土芸能、音楽の舞台、写真展「原発のまち50年のかお」展示、交流。約200名参加。

【9月】

1日（日） さようなら原発みやぎ実行委、STOP! 女川原発再稼働宮城県民集会、司会：鈴木真奈美さん、主催者あいさつ：多々良哲さん、ゲストスピーカー：今野寿美雄さん、発言：女川現地講演集会実行委高野博さん、女川原発再稼働差止訴訟原告長沼利枝さん、集会決議入島とよみさん。仙台市元鍛冶丁公園、市内アピール行進。350名参加。

脱原発全国株主運動交流会、オンライン会議。9名参加。

3日（火） 東北電力、女川2号機の「燃料装荷」作業を開始。原子炉建屋の使用済み燃料プール内に保管された燃料集合体560体（新燃料208体+照射済み燃料352体）を、24時間体制で専用クレーンの燃料交換機で移動させ原子炉圧力容器内にある炉心に収める。6日、報道陣に公開。9日終了。

4日（水） みやぎアクション、「乾式貯蔵施設設置に関する説明会開催を求める再度の要請」への県回答をうけ原子力安全対策課長と質疑。自治会館202会議室、13名参加。

8日（日） 「3.11かたつむりの会」、お話し会『小児科医きもと先生の福島のあるとき』木本圭一さん（日本小児科学会専門医）、岩沼市JOCAジョカ東北（亀塚温泉）1階和室、20名弱参加。

10日（火） ふるさとを返せ！津島原発訴訟控訴審第10回口頭弁論期日&進行協議、仙台高裁第1民事部101号法廷。Kさんの原告意見陳述、長谷川公一氏の意見書を基に、白井弁護士が第26準備書面「『作為』による国の責任と米国NRCのB.5.b」を意見陳述。原告、弁護士、支援等約100名参加、傍聴席は満席。当日までに全国から集めた、10万358通の公正判決を求める署名を裁判所へ提出。報告集会、仙台弁護士会館4階大会議室。

11日（水） 東北電力、県・女川町・石巻市ならびに登米市・東松島市・涌谷町・美里町・南三陸町に8月分の女川原発1及び2・3号

機の「定期事業者検査」の状況報告。

使用済燃料再処理・廃炉推進機構、経産相の認可を受け、電力10社に2024年度分として廃炉資金425億4000万円の拠出金を初めて請求。東北電力は約35億円。

13日(金) 脱原発金曜スタンディングの会、『昼スタンディング』、仙台フォーラス前。7/19日11人、26日7人、8/2日9人、9日9人、16日6人、23日9人、30日6人、9/6日7人、13日11人参加。

東北電力、女川2号機で「非常用ガス処理系」が計画外に作動する事故が発生と発表。

2021年7月、今年6月にも同様の事故。

14日(土) みやぎアクション、オンライン会議。11名参加。

放射能から子どもたちを守る栗原ネットワーク『学習交流会』79、栗原市市民活動支援センター多目的室。

16日(月・祝) 1000万人アクション、さようなら原発全国集会、東京代々木公園、多々良さん(みやぎアクション世話人)が発言。

(空)

●脱原発みやぎ金曜デモ

【7月】

【反戦】脱原発のみをシングルイシューとしてきた脱原発みやぎ金曜デモですが、戦争による原発災害の危機が現実のものとなったのを踏まえ、ウクライナに対する戦争を直ちに停止せよ、と訴えます。

19日(金) 第535回「金曜デモ」、郡山金曜行動の仲間2名が参加、「原発いらない、いのちが大事の歌」などの演奏を披露、元鍛冶丁公園から25名の市民が参加。

26日(金) 「金曜デモ」、代表西さんの体調不良と猛暑も考慮し中止。8月は夏休みに…。

【9月】

1日(日) 第536回「金曜デモ」(STOP! 女川原発再稼働宮城県民集会)、元鍛冶丁公園から350名の市民が参加。

6日(金) 第537回「金曜デモ」、1ヶ月ぶりの再開、代表西さんも元気に復活、11月女川原発再稼働阻止に向けて頑張ろう!と、肴町公園から20名の市民が参加。

13日(金) 第538回「金曜デモ」、元鍛冶丁公園から20名の市民が参加。

●汚染廃棄物「焼却」をめぐる動き

【7月】

22日(月) 仙南地域広域行政事務組合、放射能廃棄物の焼却に反対する仙南の会『「農林業系放射能廃棄物焼却処理」の終了にあたっての申し入れ』(2024年5月13日付)に、「農林業廃棄物の焼却については令和6年5月16日ですべて終了し、今後、焼却を行うことはありません」と回答。

24日(水) 大崎耕土を放射能汚染させない連絡会、大崎市議会総務常任委員会で第1回の意見交換会、総務常任委員5人が参加。

26日(金) 放射能汚染廃棄物焼却反対宮城県民連絡会、宮城県環境生活部放射性物質汚染廃棄物対策室と開示文書(加美町県外焼却の件)について面談。

31日(水) 大崎連絡会、大崎市長宛の要望書への回答。8月2日、開示文書についての補足説明要求への回答。いずれも面談なしの文書回答のみ。

【8月】

27日(火) NPO市民放射能監視センター(ちくりん舎)、汚染対処特措法オンライン学習会。大崎市住民訴訟における準備書面(特措法批判)の説明:小野寺弁護士、「放射能拡散に反対する会」から特措法の問題点の説明:大坂恵里さん(東洋大学法学部法律学科教授)、質疑。31名参加。

【9月】

13日(金) 大崎連絡会、大崎市担当部署と面談。8月14日付大崎市長への再要求、市担当部署への再質問に文書回答。

(空)

『鳴り砂』2-132号(通巻311号)別冊

2024年9月20日

発行●みやぎ脱原発・風の会

(連絡先) 〒980-0811

仙台市青葉区一番町4-1-3

仙台市市民活動サポートセンター内

レターケース No.76

電話&FAX 022-356-7092(須田)

<http://miyagi-kazenokai.com/>

